



2024年5月23日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 貴行
(東証スタンダード市場・コード 8704)
問合せ先 常務取締役 新妻 正幸
(TEL 03-6736-9850 (代表))

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第25回定時株主総会（以下、「本株主総会」）の承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行すること、及び本株主総会に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化と経営の効率性を高め迅速な意思決定により、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行時期

2024年6月26日開催予定の第25回定時株主総会において、必要な定款変更について承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

1. 提案の理由

(1) 目的事項の変更について

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の記載内容の一部変更を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行を予定しております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行

うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。また、現行定款第42条第1項及び第2項において、監査役の責任限定の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任限定が可能であることを明確にするため、監査役の責任限定に関する経過措置を付則として新設するものであります。

(3) その他

上記の各変更に伴い、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

3. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1) ～ (4) (省 略)</p> <p>(5) 投資事業組合財産の運用<u>および</u>管理</p> <p>(6) 投資法人の設立<u>および</u>企画に関する業務</p> <p>(7) 投資に関する評価計算事務<u>および</u>信用審査の受託</p> <p>(8)～(11) (省 略)</p> <p><u>(12) 太陽光、バイオマス、風力、地熱、水力等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所等を経営する法人の支援、環境ファンド組成等のコンサルティング業務及び付帯する業務</u></p> <p><u>(13)～(18)</u> (省 略)</p> <p><u>(19) 冷蔵、冷凍、製氷、解凍、加熱に関する技術、製品及びサービスの販売・保守並びに輸出入</u></p> <p><u>(20) 生体認証技術を利用した各種システム及び製品・サービスに関する研究・開発及び販売、並びに導入支援</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(21)～(22) (省 略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(1) ～ (4) (現行どおり)</p> <p>(5) 投資事業組合財産の運用<u>及び</u>管理</p> <p>(6) 投資法人の設立<u>及び</u>企画に関する業務</p> <p>(7) 投資に関する評価計算事務<u>及び</u>信用審査の受託</p> <p>(8)～(11) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(12)～(17)</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(18) CVC ファンド、ベンチャーキャピタル、ベンチャー企業に対する投資及びその育成</u></p> <p>(19)～(20) (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 11 条（株主の権利行使方法）</p> <p>2. 株主の提出による議案に関する以下の事項について、400 字を超える場合には、株主総会参考書類にその概要を記載するものとする。</p> <p>(1) 提案の理由</p> <p>(2) <u>取締役、会計参与、監査役及び会計監査人の選任に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 21 条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役は 11 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第 22 条（取締役の選任）</p> <p>当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第 23 条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後 1 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 11 条（株主の権利行使方法）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(1) 提案の理由</p> <p>(2) <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び会計監査人の選任に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 21 条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は 11 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 22 条（取締役の選任）</p> <p>当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第 23 条（取締役の任期）</p> <p>当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 24 条（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第 24 条(取締役会の招集)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第 27 条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 28 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 30 条 (取締役の報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>第 25 条(取締役会の招集)</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第 28 条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>取締役会は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中からその決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から</u>取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 29 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 31 条 (取締役の報酬等)</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|----------------|
| 第 31 条 (条文省略) | 第 32 条 (現行どおり) |
| 第 5 章 監査役及び監査役会 | (削 除) |
| 第 32 条 (監査役及び監査役会の設置) | (削 除) |
| <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u> | |
| 第 33 条 (監査役の員数) | (削 除) |
| <u>当社の監査役は 3 名以上とする。</u> | |
| 第 34 条 (監査役の選任) | (削 除) |
| <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> | |
| 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u> | (削 除) |
| 3. <u>当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> | (削 除) |
| 4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> | (削 除) |
| 第 35 条 (監査役の任期) | (削 除) |
| <u>監査役の任期は、選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> | |
| 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> | (削 除) |
| 第 36 条 (常勤の監査役) | (削 除) |
| <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> | |
| 第 37 条 (監査役会の招集) | (削 除) |
| <u>監査役会は常勤監査役がこれを招集する。但し、他の監査役が常勤監査役に監査役会の招集を請求し、または自らこれを招集することを妨げない。</u> | |
| 2. <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある時は、この期日を短縮することができる。</u> | (削 除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|-------|
| <p><u>3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 38 条 (監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役全員の過半数をもって決定する。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 39 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 40 条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行うものとする。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 41 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第 42 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定より、<u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> | (削 除) |
| <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> | (削 除) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------|--|
| (新 設) | 第 5 章 監査等委員会 |
| (新 設) | <u>第 33 条 (監査等委員会の設置)</u> |
| | 当社は、監査等委員会を置く。 |
| (新 設) | <u>第 34 条 (常勤の監査等委員)</u> |
| | 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| (新 設) | <u>第 35 条 (監査等委員会の招集通知)</u> |
| | 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 |
| (新 設) | 2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| (新 設) | <u>第 36 条 (監査等委員会の決議の方法)</u> |
| | 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 |
| (新 設) | <u>第 37 条 (監査等委員会の議事録)</u> |
| | 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。 |
| (新 設) | <u>第 38 条 (監査等委員会規程)</u> |
| | 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。 |
| 第 43 条から第 45 条 (条文省略) | 第 39 条から第 41 条 (現行どおり) |
| 第 46 条 (会計監査人の報酬等) | 第 42 条 (会計監査人の報酬等) |
| 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。 | 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第 47 条 (条文省略) | 第 43 条 (現行どおり) |
| 第 48 条から第 50 条 (条文省略) | 第 44 条から第 46 条 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により第 25 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第 25 回定時株主総会前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 427 条第 1 項の法令の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。</u></p> |

以 上